

# 令和5年第6回上里町議会定例会会議録第5号

令和5年10月5日（木曜日）

## 本日の会議に付した事件

日程第17（町長提出認定第1号）令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定  
について

日程第18（町長提出認定第2号）令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第19（町長提出認定第3号）令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第20（町長提出認定第4号）令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第21（町長提出認定第5号）令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

日程第22（町長提出認定第6号）令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の  
認定について

日程第23（町長提出認定第7号）令和4年度上里町下水道事業決算の認定について

日程第25 請願・陳情について

日程第26 議員の派遣について

## 出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	保健センター等複合施設建設推進室長	戸矢信男君
税務課長	間々田由美君	くらし安全課長	間々田亮君
町民福祉課長	及川慶一君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	亀田真司君	高齢者いきいき課長	山田隆君
道路整備課長	宮下忠仁君	まちづくり推進課長	吉田広毅君
産業振興課長	吉村貴文君	会計課長	井出康之君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	櫻井達夫君
生涯学習課長	金井憲寿君	上下水道課長	根岸利夫君

---

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

## ◎開 議

午前10時30分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

---

## ◎発言の訂正

○議長（黛 浩之君） ただいま、税務課長より9月8日の令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算の12番沓澤幸子議員の総括質疑での説明の際、発言の一部に誤りがあり、訂正したいとの申出がありましたので、税務課長の発言を許可いたします。

税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 議長の許可をいただきましたので、訂正の御報告をさせていただきます。

9月8日の令和4年度一般会計決算認定の総括質疑において、回答の内容の一部に誤りがございました。

内容であります。一般会計歳入における沓澤議員からの1人当たり所得に係る質疑の回答金額が誤りであり、正しくは、令和4年、287万770円、令和3年、280万770円で7万円の増となります。回答内容について訂正いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、9月14日の決算特別委員会にて既に報告させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

---

◎日程第17 町長提出認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 町長提出認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 町長提出認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 町長提出認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

◎日程第21 町長提出認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

◎日程第22 町長提出認定第6号 令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

### ◎日程第23 町長提出認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算の認定について

○議長（黛 浩之君） これより、審査の付託をしておきました令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算、令和4年度上里町特別会計歳入歳出決算、令和4年度上里町水道事業、下水道事業決算について、決算特別委員会の審査結果報告が提出されておりますので、委員長より審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、高橋勝利議員。

〔決算特別委員会委員長 高橋勝利君発言〕

○決算特別委員長（高橋勝利君） 皆さん、こんにちは。決算特別委員会委員長の高橋勝利でございます。

決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定から認定第7号 令和4年度上里町下水道事業の決算認定までの7件について、一括して審査の経過と結果について御報告いたします。

決算委員長就任に際し、私は、前任者、仲井静子氏及び植原育雄両氏の報告を継承し、また、令和3年度決算が令和4年度事業にどう生かされてきたのか注視しながら、決算委員会進行に努めてまいりました。できるだけ多くの議員の意見を求めてきました。

決算特別委員会では、9月11日から29日までの11日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出決算書及び附属資料並びに決算説明書などを基に各課の関係職員の出席を求め、令和4年度決算に対する審査を実施いたしました。

既に本会議において全ての案件について提案理由の説明及び詳細説明が終了していたため、委員会開会后、直ちに案件ごとに質疑を行いました。また、決算を終了した課については、決算審査の終了後、議員間討議を実施し、認定に関し議論を重ねました。

以下、審査内容の主なものについて報告いたします。

まず、総務課では、職員管理事業について、職員数は増加傾向にあり、今後の方向性について見解を求める意見がありました。会計年度任用職員は単年度契約で、守秘義務等も課せられているが、事故発生時の責任の取り方などを考えると、正規職員の雇用が望ましい。

行政区運営事業では、区長会での防災・減災研修会は大変意義あるもので、継続していくことが望ましいとの意見がありました。このほか、区長の成り手がいない。区長がいないと行政区は成り立たない。行政区運営は、地域と町が連携していく必要があるとの意見でした。

総合政策課では、（仮称）保健センター等複合施設基本構想策定、キャッシュレス決済などについて討議いたしました。

複合施設については、ヒアリングを行ったとあるが、ヒアリングが職員向けであり、町民の意見を聞いていないなどの意見がありました。進捗状況は分かった時点で説明してほしい。無

理やり通すのは反対である等の意見がありました。

キャッシュレス決済事業は、活性化をするには中小企業や商店への利用促進を目標にしたほうがよいのではないかなどの意見がありました。

保健センター等複合施設建設推進室では、推進室が設置され、まだ短期間であるが、ヒアリングは幾つの課で実施したのか、また、ヒアリングの要望内容は何だったのか。一般関係団体のヒアリングを実施すべきだったのではないか。駐車場については、検討段階で問題点はなかったのか。

高齢者いきいき課の意見では、カラオケ設備は必要ないとの意見があったが、それは高齢者いきいき課の意見を重視したものだだったのか説明してほしい。また、施設周囲の交通渋滞は必然的であり、区長や近隣住民への説明が必要ではなかったのかなどの意見がありました。

税務課では、不納欠損や徴収事務について討議しましたが、決算書の不納欠損額で町民税、固定資産税があるが、実態を的確に把握し、最善の努力をお願いするとともに、適切な方法で税込確保に努めていただきたい。

また、国保へ移行する人が増える中、厳しい面があると思うが、国民健康保険の均等割にも課題があり、町民の生活を圧迫しないためにも、国や県への要望を強めていただきたいとの意見がありました。

くらし安全課では、防災無線については、町民からよく聞き取れないなどの声が多く聞かれ、家の中まで情報を伝達する手段にはどういった方法があるのか、また、防災ラジオで聞ければ一番理想ではないか。

空き家対策については、町として重要な問題であり、適正管理の依頼が19件とあるが、その後アクションがあった件数はどれくらいあったのか。今後一人暮らしの高齢者が増えると、その後さらに空き家が増えるため、対策を考えていただきたい。

ごみの減量化については、分別収集はまだ浸透していない。さらに効果のある方法を考えていただきたい。

町民福祉課では、戸籍事務は専門性の高い知識が必要であり、在職年数が短い職員が多い中、トラブル等があった場合、経験年数が大事であり、クレームなどを危惧している。

マイナンバーカードの交付件数は増加したが、住民票の不正請求はあったのか。DV、ストーカー行為の支援措置申請が昨年より増えているので、相談体制の充実を図っていただきたい。

コンビニ交付が始まったが、今後の実績を注視していただきたい。

民生委員、児童委員については5名の欠員であるが、支障がないのか、また、委員の負担が大きいことは問題と考えるが、民生委員の負担軽減策が必要ではないかなどの意見がありました。

議会事務局では、監査委員事務局を併任していることから、現在の状況を改善すべきとの意見や、監査委員事務局を独立させることも考えるべきではないかなどの意見がありました。

また、議員への連絡手段としてロゴチャット活用の提案があり実現したことで、スムーズな連絡体制の充実が図られました。

子育て共生課では、子育て日本一を目指す町として相談体制の構築が必要である。子どもを安心して育てられる環境整備を整え、将来、上里町に住み続けたいと思っただけのような町として、子育てについては悩まない相談体制事業を進めていただきたい。ゼロ歳児から就学時まで、家庭、学校、地域と一体となった子育て支援センターが必要との意見がありました。

児童館運営事業では、長幡児童館は地域の小学生の利用が増えてきている。他の児童館についても、計画的に児童館運営を行ってほしい。乳児から児童まで集まりやすい場所づくりの必要性が求められます。利用が低迷している男女共同参画推進センターについては、七本木公民館が老朽化しているので、時期を早めて複合化してほしい。

健康保険課では、予防対策事業、母子衛生事業について討議しました。予防接種法に基づくものが列記されているが、帯状疱疹予防接種も自治体で助成しているところもあるが、町はどう考えているのか。各種検針の受診率や予防接種率は上がってきている。母子衛生事業では、乳児健康診査は手厚くなってきているとの意見がありました。

生涯学習課では、コロナ禍で中断されていた行事が徐々に再開されているが、町として、さらにコロナ禍以前のように参加者を増やす対策を考えてほしい。わんぱく合宿塾については、子どもが親から離れて体験することは大変よい事業であり、地区により参加者が少ないこともあるので、開催方法については工夫して取り組んでほしい。

産業振興課については、土地改良事業では、多面的機能支払交付金が4団体に交付されているが、これを計画的に使ってほしい。若い人の除草作業への参加が減少している。のり面カバープランツや除草シートによる対策も行われているが、費用対効果は課題である。今後の対策をお願いしたい。

上里サービスエリアは人気もあり、ポスターなどで町内外の人に、このはなパーク周辺及び上里町の物産をさらにPRしていただきたい。地域応援商品券発行は、大変よかった事業であった。遊休農地（耕作放置）については、減少に向けて取り組んでほしい。

道路整備課では、神流リバーサイド道路は、当初予算、補正を組んでいるが、根拠を詳細に説明してほしい。また、このリバーサイド道路の利用については、神川町、藤岡市の住民は利用しないのではないかと意見もありました。

道路維持補修事業では、要望件数に対して未実施件数が多くあるので、計画的に予算化して町民の要望に対応してほしい。道路新設改良工事は多額な費用を要するので、バランスよく実

施してほしい。

まちづくり推進課では、駅北まちづくりについて討議いたしました。神保原駅北東通り線調査業務委託費に多額のお金が使われているが、形になっていない。停車場線は県道であるが、お金だけ使って調査して価値があるかなどの意見がありました。

会計課では、物品の出納業務の中で、各課に対し工夫、指導を求める立場にあり、ペーパーレス化を目指しているのであれば、各課に対して、用紙削減について指導していくべきである。

水道課については、水道事業は町の課題であり、取組は計画的になってきた。老朽管工事と漏水については、歳入歳出を考えて計画的に実施してほしいとの意見がありました。農業集落排水事業では、議員間討議はありませんでした。

下水道事業では、新設のために本管を通していくのは多額の費用を要するので、設備投資しても、今後を考えると、高齢化、人口減少が進む中では成り立たないのではないかと。工事をすればするほどお金がかかる。

接続率向上は町の課題である。接続率向上に向けて、今後は補助金を増額したり、浄化槽の設置年月日や浄化槽の法定点検などを受けているかなども可能な限りデータを収集した上で、戸別訪問や説明会を根気よく実施していただきたい。また、整備区域の見直しも必要ではないか。

教育総務課、教育指導課では、奨学金貸付けが減少している原因は、所得制限が導入されてきたからではないかなどの意見がありました。減少した要因についての原因を究明する必要があるのではないかと。

統合型校務支援システム調達など業務委託は、委託料が高いのにデータが漏れる危険性があるので、費用対効果を含めて検討する必要があるのではないかなどの意見がありました。

授業目的公衆送信補償金については、授業中に児童生徒に説明するときに、著作権者などの許諾を得ることなく行うために補償金を負担しているものであるとのこと。

放課後子供学習教室（上里っ子ジャンプ教室）は、現在、上里東小、七本木小の2校で行われており、来年度から神小へ拡大する予定であるが、ほかの小学校にも広がっていかないと不公平であるとの意見がありました。

高齢者いきいき課では、令和2年にスタートした老人福祉事業の高齢者お出かけサポート事業がスタートし、3年目になりました。こむぎっち号を利用できない在宅の高齢者に対する事業ですが、令和4年度の実績は令和3年度より年々増えています。実績を考え、1回当たり2枚まで使えるようにしてほしい。残り1年の充実を図り、利用しやすい対策を願いたい。

老人福祉事業の敬老祝い金については、現在の支給方法ではどこまで祝い金が喜ばれているのか不透明なところもあり、今後、老老介護も見逃せない状況の中で、検討課題としました。

一般介護予防事業では、ちよっくら体操がその一つであるが、年々参加者が減少傾向にあり、原因はいろいろあると思うが、討議では、週1回で効果があるかなど、時間の設定や声かけ、サポーターなどの位置づけや、多くの人に参加していただくための再検討を願いたいとの意見がありました。

以上が各課等への主な意見でありました。

次に、採決の結果であります。

認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定いたしました。

認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定しました。

認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定いたしました。

認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定いたしました。

認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、賛成全員で認定いたしました。

認定第6号 令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、賛成全員で認定しました。

認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算認定について、賛成全員で認定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました認定第1号から認定第7号の審査の経過と結果についての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 以上で、決算特別委員会委員長の審査報告を終わります。

これより決算特別委員会委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

なお、あらかじめ申し上げます。質疑は委員長の審査報告の範囲内をお願いいたします。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、決算特別委員会委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

日程第17、町長提出認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。



12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

2022年度上里町一般会計の歳入総額は123億8,030万1,842円、歳出総額は115億8,098万1,944円、実質収支額は前年度より7,246万8,000円ほど減少しましたが、7億7,386万2,898円の黒字でした。

まず指摘したいのは、22年4月に策定された神保原駅北まちづくり基本構想に基づく事業の取組です。大型商業施設を含むまちなかふれあいゾーンの方針は、大型遊休地に再び多彩な人やものを引きつけ、水と緑に囲まれた交流や憩いを兼ね備えたゾーンとし、添えられている写真は、東京都武蔵野市の中道公園と岐阜県本巣市の多目的広場です。将来イメージでは、大型商業施設跡地には公共的施設も整備され、施設に通う人でにぎわっていますとあります。この公共的施設を町は学校法人と決め、地権者も何らかの形で町づくりに協力したい、売却の意向があり、学園側も跡地に来る意向があるので、粘り強く取り組みたいと言っています。

そうしたことから2,245万1,000円で実施した駅北まちづくり事業用地測量、各種調査業務委託は、測量は買収価格を出すために必要なことですが、建物の調査は補償を行うための検査であるとのことですが、本来は地権者が行うべき事業でありますし、調査結果から1年近くたつ現在も交渉の見通しが立っていないことは重大です。さらに、土地購入の目的が公の事業目的ではなく、一私立高等学校の整備のためというのでは、住民の理解が得られないと考えます。

また、公共施設再配置維持保全計画に基づく保健センター等3館複合施設建設計画については、立地適正化計画を同時期に計画していたにもかかわらず、都市機能誘導区域の範囲を800メートル圏内としたことが建設場所の選択を狭め、補助対象外となったことは残念です。建設計画を理由に急いでいますが、基本構想案は議会が要望するまで報告を遅らせた責任もあります。3館複合施設は、保健、医療、福祉を担い、今後50年以上も使用され続ける重要な施設です。十分な住民説明と意見を聞き、喜ばれる施設建設を求めたいと思います。

道路整備事業は、神流リバーサイドロードの築造工事などが土木費を増加させ、目的別歳出の4位となり、構成比で9%を占めましたが、住民要望の道路などの改修事業は、改修量よりも新たな要望が上回りました。

歳入では、厳しい現状の中でも、働く人の増加や新築住宅の増加などにより、町税が前年度より5.8%増加の41億676万円で、歳入構成比の33.2%を占めましたが、住民の暮らしは、6月の降ひょう被害や物価上昇が拡大し、大きな打撃を受けました。

さらに、町長が掲げる子育て日本一、ごみゼロの目標に対しての前進は、あまり見られませ

んでした。約7億8,000万円の黒字会計であり、基金総額も約3億6,000万円増額し、定額運用資金を除いた基金総額は52億円です。こうした財源を生かした子育て日本一にふさわしい事業を推進すべきでした。また、地球温暖化の影響が大きい異常気象が、重大な、喫緊的な課題になっていますが、プラスチック等の回収も進みませんでした。

以上のことを指摘いたしまして、2022年度上里町一般会計歳入歳出決算に反対いたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 令和4年度の一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論を行います。

上里町の令和4年度決算の状況を見ますと、道路築造工事や学校の大規模改修工事などの普通建設事業の増に加え、降ひょう被害への支援等により、歳入歳出ともに前年度を上回る決算額となりました。

歳入面を見ますと、財政調整基金等の繰入金やふるさと納税に対する寄附金が増額、収入総額としては、前年度に対して約3億7,500万円、3.1%の増額でありました。

歳入の根幹となる町税は、コロナ禍からの回復過程の中で、令和4年度は増収となりました。前年度に対して全ての税目が増加となる、町税全体としては約2億2,400万円、5.8%程度の増額があります。コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、景気の回復が期待されるころではありますが、世界的な物価高騰や世界経済の減速等による景気の下振れリスクを懸念します。歳入の根幹となる町税や国税を原資とした交付金など、財源の確保が依然として不透明な状況ではありますが、上里サービスエリア周辺地区の活性化や企業誘致など、上里町の特徴を生かしたさらなる産業の発展を期待せざるを得ません。また、適正な賦課徴収事務についても、引き続き特段の努力をお願いしたいと思います。

歳出面を見ますと、総額で前年度に対して約4億9,400万円、4.5%の増額でありました。

総務費では、コロナ支援策の一環として実施したキャッシュレス決済推進事業、約1億5,800万円の増により、前年度に対して1億8,400万円の増額となりました。

民生費では、令和3年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金事業、約4億6,500万円の皆減などにより、前年度に対し約2億8,500万円の減額となっております。

福祉面では、地域福祉計画、地域福祉活動計画に加え、自殺対策計画及び成年後見制度利用促進基本計画を一体化した上里町地域福祉推進プランが策定され、当該計画に基づいて、関連する分野の計画と政策の連携強化を図り、現代社会における様々な課題に対応した横断的な地域福祉の推進に取り組まれますようお願いしたいと思います。

児童福祉事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得子育て世帯への支援の一環として、子育て世帯生活支援特別給付金や、18歳から22歳の若者への支援として、若者の未来応援給付金の支給が行われました。

また、子育て世帯や教育に係る費用を負担の軽減や少子化対策の観点から、幼児教育、保育の無償化を継続して実施しており、さらに、令和4年度は、児童虐待の予防、早期発見、早期対応の支援体制の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、実状に応じた支援につなげるなど、相談支援業務の拡充も図られています。町長がよく話される子育て支援日本一の町を目指し、子ども・子育て支援対策には、より一層強化をお願いしたいと思います。

衛生費は、新型コロナワクチン接種に伴う予防接種委託費の減などにより、前年比に対し、約7,400万円の減額となりました。

医療面では、こども医療費支給事業、各種検診事業のほか、夜間休日診療や救命救急センター運営支援などの救急医療体制整備事業が実施されており、中でも緊急医療体制の整備は、町民の安全・安心に係る大切な事業だと私は認識しております。周辺市町との連携などにより、より一層の充実を期待するところであります。

母子衛生事業では、不妊治療費助成事業をはじめ、専門家による発育・発達に関する相談事業など、様々な取組が行われており、中でも新規事業として、産婦健康診査費用の一部を助成するなど、出産後の支援を拡充して実施しております。町民が安心して出産や子育てができる環境には、このようなソフト事業も重要であると考えますので、継続的に実施されますようお願いしたいと思います。

健康推進事業では、令和元年度から実施しているたまる健★幸マイレージ事業について、登録者数の伸びからも、さらなる期待が膨らみます。今後も上里町健康づくり推進総合事業に基づき、町民の健康寿命対策を進めていただきたいと思います。

令和4年6月の降ひょう対応では、家屋等の窓ガラスの破損への応急処置として、ブルーシート等の迅速な配布や、被害への支援として、非課税世帯への見舞金581万円が支給されました。ブルーシートの配布においては、どこよりも早い対応で、職員の皆様には感謝いたしているところであります。今後も町民の皆様のため、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

農林水産業費では、前年度に対し、約1億5,500万円の増額となっていますが、これは、農業のひょう害支援として降ひょう被害臨時応援給付金1,105万円の支給や、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく補助金、約1億3,900万円を交付したことによるものであります。

商工費は、前年度に対し、約8,100万円の増額となっています。これは、物価高騰の影響を受けている町民生活の支援と町内商工業の振興を図るため、地域応援商品券の発行、約8,800

万円や、ふるさと納税の増収に伴う返礼品代、約4,000万円の増などによるものでありました。

土木費は、児玉工業団地線やリバーサイドロードの築造工事などにより、前年度に対し、約2億4,400万円の増額となっております。この道路整備により、交通環境の飛躍的な改善が期待されますので、より一層の事業推進に努め、着実な推進により一日も早い完成を目指していただきたいと思います。

また、神保原駅北の再生に向けた取組として、駅前マーケットの開催や基本計画が策定されるなど、今後の神保原北まちづくりを推進し、当該地域の発展のため、必ずや実現されるよう期待いたします。

公共施設再配置保全計画及び町営住宅長寿命計画に基づき、築31年経過した町営四ツ谷団地A棟、B棟の改修工事、約4,500万円が実施されました。今後も計画的な維持管理により、住宅に困窮する低所得者に対して、生活の安定と良好な住宅環境の供給を努めていただきたいと思います。

災害対策事業では、近年発生した災害の教訓を踏まえた法令改正等を反映させるとともに、円滑かつ的確な災害対応が実施できるよう、地域防災計画の改定が行われております。今後も、自助、共助、公助の連携を基に、地域における防災力の整備、強化を図り、町民の誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進を望みます。

教育費は、前年度に対し約1億3,500万円の増額となっております。教育環境事業では、公共施設再配置・維持保全計画及び小・中学校長寿命化計画に基づき、上里北中学校の体育館、校舎棟、コンピューター室の改修工事や七本木小学校の屋外トイレ改築工事が実施され、教育環境改善に向けた施設維持補修が行われました。ほかの小中学校についても、経年による老朽化で機能が低下している施設設備等が見られることから、計画的な更新改修を行うことにより、子どもたちが安心して学べる環境づくりに特段の御努力をお願いしたいと思います。

また、児童生徒の成績管理や健康管理を行うため、統合型校務支援システム約3,730万円を導入し、教職員の業務の効率化が図られております。

上里町の今後の財政見通しは、高齢化の進展に伴う扶助費や医療介護などの社会保障分野への繰出金に加え、公共施設の老朽化対策、駅北まちづくり事業など増加が見込まれる事業がありますが、それに加え、子育て支援の充実やDXの推進等による行政サービスの拡充に加え、エネルギー価格・物価高騰などによる経常経費の増加も見込まれます。

このような状況の中、行財政運営に当たっては、第5次上里町総合振興計画や上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの根本となる計画に基づいた将来を見据えた積極的な取組と併せて、日々変化する状況に臨機応変に対応し、安定した行政サービスの提供をお願いしたいと思います。

決算を審査する意義は、審査結果を後年度の予算編成や政策遂行に反映させることにあります。今回の決算審査は、長い時間をかけて各事業を審査いたしましたところ、令和4年度の予算執行において適切であったと判断いたしました。限られた財源の中で最大限の効果を発揮し、選ばれる町、住み続けたい町の実現に向け、執行者並びに職員の皆様にはさらなる御努力をお願いいたしまして、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第1号 令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、令和4年度上里町一般会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第18、町長提出認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

2022年度上里町国民健康保険特別会計は、歳入総額32億9,245万137円、歳出総額32億3,674万6,816円であり、前年度と比べ、歳入は5,207万7,000円、歳出は8,601万2,000円の増額でした。

歳入の国民健康保険税は、4月から保険税が改定されたこともあり、前年度より2,692万2,000円増額の5億9,395万3,108円でした。しかし、国保加入世帯の所得状況は、所得なしが1,168世帯、27.5%、200万円以下が78.3%、300万円以下では89.6%を占めています。また、加入世帯は、前年度と比べ85世帯減少の4,371世帯、被保険者は、255人減少の6,940人でした。雇用保険の加入要件の変更に伴い、働く人は他の保険に移行し、国保加入者は年々減少し、高齢者が多数を占めています。

さらに、医療保険給付費の1人当たりの平均は、前年度よりも5万4,000円増額の37万4,000円になっています。県は、2027年度の県内統一保険料を決めており、町は、それに合わせて計画的な保険料の引上げを行っているわけですが、そうした中、22年度の不納欠損額は、前年度の172%増額し、1,307万円でした。これは、保険税増額の影響が大きいと考えます。国の補助金増額を強く求め、その実現がない中での県内統一保険料を先送りすることを求めたいと思います。あまりにも所得に対する負担が重過ぎ、加入者を苦しめている。このことを指摘して、反対といたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第2号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、令和4年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第19、町長提出認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

2022年度介護保険特別会計は、第8期介護保険の2年目でした。歳入総額は21億3,086万8,352円、歳出総額は20億1,749万3,028円であり、歳入は約7,821万1,000円、歳出は2,186万2,000円の増額となりました。これは、被保険者数が前年度より55人増え、8,454人となったことにもよります。

歳出の構成比では、86.46%を保険給付費が占めていますが、前年度に比べ減少しています。中でも施設給付費は減少しています。しかしながら、優先順位ということで、25名の方の入所待ちが続いています。改定のたびに保険料負担が増えていることと比べ、サービス利用時の負担が増加する一方で、深刻な老老介護も増加しています。

介護保険制度出発時の介護の社会化が進んでおらず、安心の介護保険制度になっていない。こうしたことは町の責任ではありませんが、結果的に苦しめている、不安を多く残しているということで、反対したいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第3号 令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、令和4年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第20、町長提出認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は前年度より4,633万1,000円増額の3億5,364万7,194円、歳出総額は4,815万9,000円増額の3億5,119万4,159円でした。高齢者の増加に伴い、毎年増加傾向となっています。また、22年度は、不納欠損額がここ数年来と比べても大きく増加し、前年度の10倍近い120万円でした。

後期高齢者医療保険制度は75歳という年齢で区分され、22年度は、2年ごとの保険料見直しの年度でありました。10月からは、窓口にも2割負担も導入されました。後期高齢者医療保険加入者は、年齢構成からいっても、病気が増え、給付費が増えるのは必然です。75歳の年齢で区別する限り、負担増が続くことが止められません。こうしたことから、高齢者に大変な不安を残していることを指摘して、反対としたいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第4号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第21、町長提出認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第5号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての件は認定することに決定いたしました。

日程第22、町長提出認定第6号 令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第6号 令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、令和4年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算についての件は認定することに決定いたしました。



日程第23、町長提出認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第7号 令和4年度上里町下水道事業決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、令和4年度上里町下水道事業決算についての件は認定することに決定いたしました。

---

◇

## ◎町長挨拶

○議長（黛 浩之君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、長期間にわたる会期、大変お疲れさまでした。本定例会に提出しました条例案件、人事案件、一般会計補正予算、特別会計補正予算、各決算認定等につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

世界中で異常気象が発生している中、台風シーズンを迎えておりますが、町民の生命、財産を守るため、迅速かつ万全の対応が取れるよう、町職員の危機管理意識を高め、住民が安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

これからの季節、町の行事、地元の行事が多数予定されております。明日10月6日より、町民ホール及びイオンタウン上里にて、第56回上里町文化祭展示部門の発表が始まります。加盟団体の皆さんの成果の発表の場でもありますので、是非お立ち寄りいただきたいと思います。

日に日に秋が深まってきておりますが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、引き続き町政の発展、推進に格段の御理解、御協力をお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前11時25分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第25 請願・陳情について

○議長（黛 浩之君） 日程第25、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託しております請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出を求める請願についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号9番、総務経済常任委員長の植原育雄でございます。

今定例議会において、総務経済常任委員会に付託されました請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出を求める請願について、去る10月3日午前9時より総務経済常任委員会室において議長と委員6名出席の下、請願者から、傍聴者が1名いる中で説明を求め、慎重に審議いたしました。

審議した結果、請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出を求める請願については不採択といたしました。

その理由につきましては、次のとおりです。

1つ目は、税の公平性の確保です。消費税は、1989年（平成元年）4月1日に日本で初めて消費税が導入されてから、約33年経過しました。消費税は消費者が払っていますが、最終的に収めるのは事業者です。免税事業者は、消費税が導入された際の小規模事業者の負担軽減のための特例でした。平成15年度改正では、事業者免税点の適用水準をそれまで3,000万円から1,000万円に引き下げました。過去の基準期間の課税売上高を事業規模の測定基準としているため、当期の事業規模を見ると、もはや小規模とは言えない者まで納税義務が免除される場合があります。

免税事業者と思われる者が消費税という名目で対価を収受すると、免税事業者には課されるべき消費税がないことから、消費者が消費税と思って支払った金額を事業者は合法的に国庫に

納入せずに懐に入れていたのではないかと疑念が湧きます。いわゆる益税に対する批判となります。令和5年10月に、インボイス制度を導入することを内容とした消費税法等の改正関連法案は成立しています。インボイス制度が導入されると、課税事業者に移行する事業者が増加する見込みで、益税が大幅に減る見込みとなり、税の公平性の確保につながります。

2つ目は、インボイス制度が導入されると影響を受ける方たちへの対応ですが、激変緩和の観点から、課税事業者と免税事業者との取引で、課税事業者は制度開始から3年間は消費税の納税額を本来の2割に、さらに、その後の3年間は5割に抑えられるといった軽減処置が設けられています。免税事業者の方は、この間に課税事業者への転換の可否を見極めながら対応を検討することが可能です。

また、免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を適用しようとする場合は、消費税簡易課税制度選択届出書を受けた日を含む課税期間の末日までに提出すれば、その登録を受けた日から簡易課税制度の適用を受けることができます。

具体的には、個人と法人事業者は、課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に事業の種類区分に応じて定められたみなし仕入れ率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することができます。これは事務負担の軽減になります。

令和5年度の税制改正では、免税事業者がインボイス発行事業者になる場合の負担軽減を図るもので、納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置であります。業種にかかわらず売上収入を把握するだけで税額計算が可能となることから、税負担のみならず、事務負担も大幅に軽減されます。本措置の対象者は、免税事業者から課税事業者になった者で、課税売上高が1,000万円以下の事業者です。この措置は、インボイス制度の開始から2026年9月30日の属する課税期間まで適用できる3年間の経過措置となっています。

令和5年9月29日、インボイス制度の円滑導入に向け、政府は、閣僚級のインボイス制度円滑実施推進会議の初会合を開き、岸田首相は、政府一丸となって事業者の抱える不安を解消すると述べ、10月中にまとめる経済対策に、負担増を懸念する小規模事業者への追加支援策を盛り込む方針を改めて表明しました。会議では、負担軽減措置につき周知を徹底する方針を確認しました。益税は公平性を欠きます。インボイス制度の導入は必要です。

以上の理由から、請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出を求める請願については不採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（黛 浩之君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、総務経済常任委員長にお聞きしたいと思います。

まずお聞きしたいのは、請願者が話しておられます1990年の判決ですね。それについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 請願者の方が1990年の判決として、消費税に関するこの制度は、判決は、適格性を欠くといえますか、消費税については適格性でないということで、そういう判決が出ていると思いますが、これは1つの裁判所で出た判決でありまして、それが、全部の国民に対してその判決が支持されるというところまで、まだいっていないと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1990年の判決は、サラリーマンの方から、東京地裁と大阪のほうにも出されているわけですが、その内容としては、消費者が事業者を支払った消費税の一部が納税されずに業者の利益となってしまう益税問題の訴訟でした。しかし、消費税は預り金ではなく、益税は存在しないという判決になっているんです。

そして、さらに、2023年、最近ですね。2月10日の衆議院内閣委員会のれいわ新選組のたがや議員の質問に対して、自民党の金子財務大臣政務官は、消費税は預り金ではない。益税はないと明言しました。詳しくその答弁は、多くの皆様方に誤解を与える答弁を過去ずっとさせていただいているのかもしれませんが、預り金的な性格でありまして、預り税ではありません。それで、再度れいわ新選組の議員さんが、預り税ではないという認識でよいのですかと質問したことに對して、その認識で結構でございますという答弁がされています。そして、1990年のこの裁判の判決も、現在も生きています。

ですので、司法でも国会でもそのことが認めていて、益税ではないとしているものが、この委員長報告ですと、益税が問題としてこの請願を不採択ということでもありますので、その点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） いろいろと、東京地裁とか大阪地裁に訴訟を起こして、益税の存在はないということで、れいわ新選組の議員に対して政府の方の答弁、預り金、これは益税ではなくて預り金という形でもよろしいのでしょうか。預り金的、そういうようなやり取りがあったようでありますけれども、全国的には、これは、国民はそこら辺が、やはり益税については、国民は強い不公平感を感じています。一般的には益税という形で、いろいろと専門学者とかそういう人たちのコメントを聞いていますと、益税ということで、まだその最終決定がされたわけではありませので、益税というふうに、この委員会ではそういう形で、益税は国民に強い不公平感を感じているということで、そういう結論を出したわけでございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 益税ということが認められていれば、不公平であると思います。しかしながら、益税はないというふうに明言しているんですね。

それと、それでは、もう一点お聞きしたいんですが、消費税分の価格への転嫁について、どのようにお考えでしょうか。いわゆる大きな商店、中小零細商店、たくさんの商品を一気に仕入れる場合の仕入れ値と、小さな零細業者が仕入れる値段は、そこでもう既に違いが出てくると思います。そのことについても、判例のときに詳しく述べられているわけなんですけれども、そういう違いがある、そうしたことから、消費税法自体が過剰転嫁を積極的に予定していないという、予定されない、いわゆる益税は生まれにくいと、そういうことになっているわけなんですけれども、その辺について再度お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 大量に商品を仕入れる場合は、安く仕入れることができる。それを普通に仕入れた場合は、一つ一つの仕入れは高くなるということでありますけれども、そこら辺はその事業者の方のやり方でありまして、例えば免税事業者がインボイスを登録した場合は、仕入れ率につきましては、中小企業者の納税事務の負担に配慮する観点として、事業者の選択によって売上げに係る消費税額を基盤として消費税額を算出するというので、これは、税務署に消費税の簡易課税制度選択届出書を出して、税務署に認められた場合には、みなし仕入れ率ということで認められまして、その業種によって仕入れ率を掛けたものが仕入れに係る税でありまして、それを今度は、売上げした場合には売上げに関する消費税が出るわけなんですけれども、その売上げの消費税からみなし仕入れ率を掛けた消費税をマイナスして、その差額を収めればよいというような、こういう、消費税法の関係のほうから来ると、そういう措置になります。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 確かに、インボイス制度が開始されても、課税事業者になるか免税事業者を選ぶかということができると思います。しかしながら、免税事業者が課税事業者に転化しないと、そちらを選んだ場合には、単価の値下げや取引から、いわゆる免税事業者の消費税分をかぶることになるために仕事から排除される、そういうことが生まれる可能性については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 免税事業者の方が課税事業者と取引をする場合に排除されるといった場合が出てくるということでありまして、この場合に、理由がなく一方的に価格の減額を求めたりしますと、独占禁止法とか下請法に抵触するおそれがありますので、これは担当部署で注意をしたり公表したり、そういうふうになると思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう既に10月1日から開始されている中で、もう既にそういう指摘をされている、独禁法違反の指摘をされているところも生まれています。そういう、やはり弱い、所得の少ない、売上げの少ないところに痛みを伴ってきていることが、もうそこでも明らかだと思うんですけれども、それでは、日本の税収の中で今一番を占めるのが消費税でありますけれども、今回のこのインボイス制度によりまして、消費税率を上げないで中小零細業者の方から約2,500億円がいわゆる税収として上がってくる。この消費税そのものの在り方については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） これは、1989年、平成元年度に初めて消費税が日本に導入されたときに、これ最終的に収めるのは事業者でありまして、この小規模事業者の負担軽減のために特例を、免除制度を設けたりしております。本来の姿としますと、そのときに免除制度を設けなくて強硬にやれば、こういう問題は今起こってこないと思うんですけれども、やはり国も小中の事業者、その負担を考えて、この免税制度ができたわけです。

それをもう33年間もやっております、基準も3,000万から1,000万のほうに引き下げたり、納税者の方が簡単に事務負担の軽減ができるようにとか、例えば、令和5年で事務負担の軽減措置として2割特例というのが認められます。これは、免税事業者がインボイス発行事業者に

なる場合の負担軽減を図るためということで、2割特例の適用、これは、消費税の確定申告書に2割軽減の適用を受けたいという旨を記載するだけで、2割特例が受けられるようになります。

そういった形で、国も小規模事業者の方の立場を考えて、少しずつ、激変緩和措置を取ったりして、消費税を守る形で今まで続けてきたと思います。それで、今回、10月1日からインボイス制度が導入、既にされておりますけれども、これは、消費税額の本来の姿にするためのものだと私は思っております。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） あらゆる税の中で滞納が一番多いのが消費税なんですけれども、消費税が何でこんなに滞納が多いのかと考えれば、法人税や所得税は、もうけが少なければ収める額が少なくなり、赤字ならば収めなくていいわけなんですけれども、消費税は、売上げさえ、ほんのわずかな売上げであっても、赤字であっても収めなければならない。こうしたことから滞納が生まれてくるんだと思います。ピーク時に比べたら減ってきましたけれども、2022年度の滞納額は7,196億円でありますので、この不公平感をなくすとして、当面緩和措置の期間はありますけれども、それが全くなくなったときに、零細業者、中小業者、廃業しかないという請願者の声もあったわけなんですけれども、そういうことは仕方ないという考え方なんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔総務経済常任委員会委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 確かに小規模事業者の方、生活大変だと思いますが、やはり、まず消費税制度を本来の姿に戻すことも私は必要だと思います。そして、ある委員の方からも出ましたけれども、普通、企業努力等も私は必要だと思います。ここに免税事業者の方の努力も、やはり努力していただいて、何とか、これは日本の国で消費税を、法治国家ですから、消費税を決めたわけです。それで、今まで33年間もいろいろと、軽減措置とかやってきております。そして、今年の10月1日から国は消費税のインボイス制度、これを導入したわけです。岸田総理大臣も、政府一丸となって事業者の抱える不安を解消すると述べて、10月中にまとめる経済対策に、負担増を懸念する小規模事業者への追加支援策を盛り込む方針を改めて表明したということで、今後も国民の、免税事業者の声を聞きながら、うまく調整をしてやっていただければと私は思っております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出を求める請願書に賛成でありますので、請願に賛成の討論を行います。

10月1日、インボイス（適格請求書）制度が導入されました。これまで売上高が1,000万円以下の個人事業主や小規模事業者は、仕入れや経費を差し引くと手元のもうけが少ししか残らないことから、消費税が免除されてきました。しかし、今後は、適格請求書発行事業者となつて、赤字であっても消費税を払うか、免税事業者を選択した場合は、適格請求書の発行ができないため、仕入れ税額分の消費税を控除できなくなります。そのため、取引先の課税事業者から取引の中止や消費税分の値引きを要求される可能性も出てきます。

免税事業者の益税など、消費税の解釈が争点となった1990年3月26日の東京地裁判決は、原告らの請求を却下し、消費者は消費税の実質的負担者ではあるが、消費税の納税義務者であるとは到底言えない。消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する価格の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者に対する関係で負うものではないとしました。また、2023年2月10日の衆議院内閣委員会での自民党、金子財務大臣政務官は、消費税は預り金ではないため、益税は存在しないと答弁しています。国会でも司法の場でも、消費税は預り金ではないことが示されています。

それでも益税論が繰り返されるのは、政府財務省国税庁が消費税は預り金的なものなどと繰り返し、新聞、テレビも、この見解に従った報道を続けているためです。インボイス制度導入の根幹が崩れ、コロナ禍の下で疲弊し、物価高騰で厳しい経営状況にある中小事業者に対し、財務省の試算では、免税事業者のうち161万者が課税事業者に転換し、2,480億円の税収を見込んでいます。しかし、9月15日時点での免税事業者登録数は111万者であり、7割弱とのこと

です。一方で、公正取引委員会による独禁法違反につながるおそれがあるとして、仕入価格の引下げを免税事業者に一方的に通告するなどした事業者への注意件数が2倍化していることは、免税事業者が心配していたことが表面化してきている一例であるというふうに思います。

そもそも税収の中で一番滞納が多いのが消費税です。税の基本は、能力に応じて支払うこと



です。収入が多い人は高い負担を、収入が少ない人は低い負担を、この応能負担が憲法25条の生存権の原則です。消費税は応能負担に反し、赤字であっても少ない所得であっても徴収し、大企業には還付する仕組みがあります。格差を拡大する悪税です。

国は、最初の3年間は80%減免、その後の3年間は50%減免など緩和策を出していますが、そもそも公平性に欠ける消費税の下で、余裕がないフリーランスや中小零細事業者に対し、赤字でも支払わなければならない消費税の負担を増やすことは、倒産、廃業、失業者を増やし、地域経済を衰退させることが危惧されますので、この請願は採択すべきと考えますので、請願に賛成の討論といたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書の提出を求める請願についての件を起立により採決いたします。

本請願は総務経済常任委員会の決定のとおり不採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本請願は不採択することに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程の追加について

お諮りいたします。

上里町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年10月31日に満了することになることから、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙についての件、選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙についての件、以上の2件を選挙を行いたいと思います。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙についての件、選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙についての件、以上の2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第27 選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（黛 浩之君） 日程第27、選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第180条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、大谷明雄さん、関根健次さん、飯島雅寿さん、福田雅憲さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大谷明雄さん、関根健次さん、飯島雅寿さん、福田雅憲さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

なお、会議規則第33条第2項の規定により、直ちに文書をもって当選人に告知いたします。



◎日程第28 選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（黛 浩之君） 日程第28、選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第180条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会補充員には、第1順位、坂田忠さん、第2順位、相川文夫さん、第3順位、松本親光さん、第4順位、岸智敏さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、坂田忠さん、第2順位、相川文夫さん、第3順位、松本親光さん、第4順位、岸智敏さん、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、会議規則第33条第2項の規定により、直ちに文書をもって当選人に告知いたします。



## ◎日程第26 議員の派遣について

○議長（黛 浩之君） 日程第26、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る令和5年10月6日、埼玉県町村議会議長会主催の埼玉県町村議会議員研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第128条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

---

◇

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◇

◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時7分閉会